

<未熟児養育医療給付申請> 郵送で申請する場合の注意点について

未熟児養育医療給付申請にかかる手続きは、申請にかかる負担軽減のため、郵送でも受付いたします。郵送の場合は、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

① 申請者のマイナンバーが確認できる書類を同封してください

申請手続きの際には申請者のマイナンバーを確認します。申請者本人のマイナンバーを確認できる下記の書類の写しを同封してください。

【マイナンバーが確認できる書類】

- 番号通知カード（※） ● 個人番号カード ● 住民票（番号記載あり）
- ※番号通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。



番号通知カード

② 申請者の身元が確認できる書類を同封してください

マイナンバーを使ったなりすまし等の不正行為を防止するために、本人確認の実施が義務づけられており、申請者の身元を確認できる書類が必要になります。必ず以下の書類の写しを同封してください。①で個人番号カードを同封した場合は、下記書類を同封する必要はありません。

※ただし、扶養義務者以外の代理人が申請される場合は、申請者の個人番号カードを同封した場合でも、代理人の身元が確認できる書類を同封してください。

【身元確認書類の例】

- 運転免許証 ● パスポート ● 住基カード（写真付） ● 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳 ● 療育手帳 ● 特別永住者証明証 ● 在留カード など

※上記のものをお持ちでない場合は、以下の書類を2つご用意ください。

- 住基カード（写真なし） ○ 健康保険証 ○ 年金手帳 ○ 児童扶養手当証書 ○ 特別児童扶養手当証書
- 住民票 など

③ 健康保険証、福岡市子ども医療証の写しを同封してください

対象児本人の健康保険証、および、福岡市子ども医療証の写しを同封してください。

④ 簡易書留などの、追跡可能な方法で発送してください

個人番号がわかる書類を郵送していただきますので、簡易書留などの送付履歴のわかる方法で発送してください。

申請書の送付先(宛名「各区保健福祉センター(保健所)健康課 未熟児養育医療担当」)

担当課	電話番号	住所
東区保健福祉センター健康課	092-645-1077	〒812-0053 東区箱崎2-54-27
博多区保健福祉センター健康課	092-419-1095	〒812-8514 博多区博多駅前2-8-1(博多区役所6階)
中央区保健福祉センター健康課	092-761-7338	〒810-0073 中央区舞鶴2-5-1(あいれふ6階)
南区保健福祉センター健康課	092-559-5119	〒815-0032 南区塩原3-25-3
城南区保健福祉センター健康課	092-844-1071	〒814-0103 城南区烏飼5-2-25
早良区保健福祉センター健康課	092-851-6622	〒814-0006 早良区百道1-18-18
西区保健福祉センター健康課	092-895-7055	〒819-0005 西区内浜1-4-7